

田村市受動喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田村市受動喫煙の防止に関する条例（令和元年田村市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点施設)

第2条 条例第2条第6号に規定する規則で定める施設は、市が管理する公共施設（指定管理者が管理している施設を含む。）とし、別表のとおりとする。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	施設の区分
1	幼稚園、小学校、中学校
2	保育所、こども園、児童館その他これらに類するもの
3	病院、診療所
4	行政機関の庁舎、倉庫、車庫
5	社会福祉施設
6	高齢者福祉施設
7	保健センター
8	集会所、公民館その他これらに類するもの
9	文化センター、図書館、資料館その他これらに類するもの
10	給食センター
11	運動場、体育館、プールその他これらに類するもの
12	観光施設
13	キャンプ場その他これに類するもの
14	農産物処理加工・販売施設
15	公園、広場
16	駐車場、駐輪場、トイレ
17	消防及び防災用施設
18	市営住宅その他これに類するもの
19	清掃センター、ごみ処理施設
20	斎場